

議案第 4 6 号

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

渋川市国民健康保険税条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「該当する者」の次に「（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、当分の間、市長は第 2 条第 2 項及び第 3 項の所得割額を減免することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の渋川市国民健康保険税条例の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 0 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

旧被扶養者に係る減免期間の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>第32条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者（<u>資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。</u>）の属する世帯の納税義務者に対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当分の間、市長は第2条第2項及び第3項の所得割額を減免することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書に同項に該当することを証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>（国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>第32条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者 _____ の属する世帯の納税義務者に対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>2 前項</u> の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書に同項に該当することを証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

旧被扶養者の減免の見直しについて

1 減免の趣旨

社会保険等の加入者の75歳年齢到達による後期高齢者医療保険制度加入に伴い、その被扶養者となっていた者（65歳以上）が国民健康保険に加入することとなった場合に、それまで保険料を納付していなかったことに配慮し、その国保税を減免するもの。

2 減免の見直し内容について

平成20年4月の後期高齢者医療保険制度開始以来、上記事由により国保に加入した者に係る国保税については、当分の間、減免を実施してきたが、国の見直しにより、平成31年度からは、所得割を除く均等割、平等割については減免期間が資格取得から2年間となる。

なお、今回の見直しについては、すでに資格取得した旧被扶養者についても適用される。

よって平成29年4月以前に資格取得した旧被扶養者に係る平成31年度以降の期間に係る均等割額、平等割額については、旧被扶養者減免が適用されないこととなる。

区分	税率・額		減免割合	減免期間	
				改正前	改正後
所得割額	医療	7.40%	10割	当分の間	当分の間
	支援	2.40%			
均等割額	医療	26,000円	5割	当分の間	資格取得月以後2年
	支援	9,000円			
平等割額	医療	24,000円	5割	当分の間	
	支援	9,000円			

※平等割額は、加入者が旧被扶養者のみの場合適用する。

※均等割額、平等割額は5割軽減または7割軽減該当の低所得世帯には適用しない。

※2割軽減等該当者については、他の軽減と併せて半額となるよう減免する。

例) 平成29年6月国保加入 → 平成31年5月まで減免

(4・5月減免あり、6月以降減免なし)